
平成 24 年度大阪府内における障がい者虐待の 対応状況と大阪府の取組について

I はじめに

「障がい者虐待」は、障がい者の尊厳にかかわる人権上の重要な問題です。このような認識の下、平成 23 年 6 月 17 日に国会において「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が可決・成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

この法律では、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障害者虐待防止法に基づく平成 24 年度（法施行後平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月）の大阪府内の対応状況等は、以下のとおりでした。

これら公表する内容のうち、障がい者福祉施設従事者等^{*1}による障がい者虐待の状況等は、障害者虐待防止法第 20 条の規定により公表するものです。

II 概況

1 障がい者福祉施設従事者等^{*1}による虐待

- 相談・通報・届出受理件数は 89 件で、「当該施設・事業所職員」からの相談・通報・届出が 16 件と最も多かった。
- 虐待の事実が認められた事例は 5 件（11 人）でした。
- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が 3 件、「心理的虐待」が 2 件、「介護・世話の放棄・放任」が 1 件でした（重複あり）。
- 障がい者福祉施設等の種別は「共同生活介護」、「就労継続支援 B 型」において各 2 件、「生活介護」において 1 件でした。
- 全ての事例に対して、市町村及び府が施設等への指導等の対応を行っています。

2 養護者^{*2}による虐待

(1) 相談・通報・届出等

- 相談・通報・届出受理件数は 429 件で、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は 199 件でした。
- 相談・通報・届出者は「警察」からの通報が、30.3%と最も多く、次いで「相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等」が 23.3%、続いて「被虐待者本人による届出」が 14.0%、「当該市町村行政職員」が 10.0%の順でした。

(2) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 60.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 28.6%、続いて「経

「経済的虐待」が 17.1%、「介護・世話の放棄・放任」が 16.1%の順でした。

(3) 被虐待障がい者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待障がい者の障がい種別では、「知的障がい」が 44.7%と最も多く、次いで、「精神障がい」が 43.7%、続いて「身体障がい」が 21.1%の順でした。
- 被虐待障がい者の性別では、「女性」が 67.8%を占め、年齢階級別では「40-49歳」が 33.2%と最も多かった。
- 被虐待障がい者からみた虐待者の続柄は、「父」が 26.1%と最も多く、次いで「母」が 20.6%、「夫」15.6%の順でした。また、被虐待障がい者が虐待者と同居している割合は 76.9%でした。

(4) 虐待への対応策

- 分離の有無について、「被虐待障がい者の保護と虐待者からの分離を行った」事例は、58 件 (29.1%)、「被虐待者と虐待者を分離していない」事例は 116 件 (58.3%) でした。
- 「被虐待障がい者の保護と虐待者からの分離を行った」事例の主な対応は、「契約による障がい福祉サービスの利用」が 21 件 (35.6%) と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 16 件 (27.1%)、「医療機関への一時入院」が 11 件 (18.6%) の順でした。
- 「被虐待障がい者と虐待者を分離していない」事例の主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が 45 件 (38.8%) と最も多く、次いで「見守りのみ」が 39 件 (33.6%)、「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 16 件 (13.8%) の順でした。
- 全ての事例に対して、養護者による障がい者虐待の対応主体である市町村において事実確認や被虐待障がい者の面談等を行い、適切に対応しました。

3 利用者^{※3}による虐待

- 相談・通報・届出の受理件数は 16 件でした。
- 全ての事例に対して、市町村及び府が事業所等への事実確認や被虐待障がい者の面談等を行い、適切に対応しました。

Ⅲ 大阪府の取組

障害者虐待防止法の施行により、市町村が虐待防止行政の主たる担い手となったことを踏まえ、全ての市町村で障がい者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、障がい者虐待の早期発見・対応を担う障害者虐待防止センターの設置など体制整備が進められました。

大阪府では、利用者による虐待の対応窓口や市町村及び関係機関との連絡調整等の後方支援を担う権利擁護センターを障がい福祉室に設置するとともに、市町村が障がい者虐待の取組を的確に行えるよう、初動期対応を重点とした対応マニュアルの普及活用や市町村での専門人材育成、対応困難な事案へ適切な対応を行えるよう専門家の助言を含めた支援を行っています。

また、障がい者福祉施設内での虐待防止の体制づくりを図るため、虐待防止研修を通じ、

障がい者虐待について理解を深め、効果的な虐待防止策を講じることができるよう支援しています。

参考・用語の解説

※1 障がい者福祉施設従事者等とは、
「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」の業務に従事する者をいいます。

「障がい者福祉施設」とは

- ・ 障害者自立支援法に規定される障害者支援施設
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定されるのぞみの園

「障がい福祉サービス事業等」とは

- ・ 障害者自立支援法に規定される障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業
- ・ 厚生労働省令で定める事業として、児童福祉法に規定される障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業

※2 養護者

養護者とは、「障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」であり、障がい者の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等が該当します。

※3 使用者

使用者とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」をいいます。

◎障害者自立支援法は、平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に改正された。

障がい者虐待事案の状況（集計結果）

1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案の結果は、次のとおりです。

□集計結果

(1) 相談・通報・届出受理件数

府内で受け付けた障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の相談・通報・届出件数は、89件でした。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答有）

	被虐待障がい者本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員・施設従事者等	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	警察	その他	不明（匿名含む）	合計
人数	14	12	6	12	16	7	4	13	6	90
%	15.7	13.5	6.7	13.5	18.0	7.9	4.5	14.6	6.7	—

※ 相談・通報・届出者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報・届出総数 89 件と一致しない。

※ %は相談・通報総数 89 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(3) 虐待事実報告件数

虐待の事実が認められた事例	5件
---------------	----

(4) 被虐待障がい者及び虐待者等の状況

◇虐待件数の内訳

虐待の種別・類型（重複あり）	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	3件	1件	2件	—	—

虐待があった障がい者福祉施設等の種別	生活介護	共同生活介護	就労継続支援B型
	1件	2件	2件

虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の職種	従事者	管理者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人
	1人	1人	1人	1人	1人	1人

◇被虐待障がい者の状況

性別	男性	女性
	8人	3人

年齢	18・19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
	1人	7人	1人	2人	—	—	—

被虐待者の障がい種別	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他心身機能
	—	11人	—	—	—

障がい程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし
	—	1人	4人	1人	2人	—	3人

(5) 市町村が行った対応

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出依頼	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	自立支援法・児童福祉法の規定に基づく勧告・命令等
2件	1件	1件	0件

(6) 都道府県（指定都市、中核市、条例に基づき権限委譲を受けた市町村含む）が行った対応

施設等に対する指導	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	自立支援法の規定に基づく勧告・命令等
5件	5件	1件

2 養護者による障がい者虐待

養護者による障がい者虐待の状況について、市町村に照会し、取りまとめた結果は、次のとおりです。

□集計結果

(1) 相談・通報・届出受理件数

府内で受け付けた養護者による障がい者虐待の相談・通報・届出件数は、429件でした。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答有）

「警察」からの通報が30.3%と最も多く、次いで「相談支援専門員・施設従事者等」が23.3%、「被虐待者本人」による届出が14.0%の順でした。

	被虐待障がい者本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市町村行政職員	その他	不明	合計
人	60	15	14	3	20	2	100	6	130	43	37	6	436
%	14.0	3.5	3.3	0.7	4.7	0.5	23.3	1.4	30.3	10.0	8.6	1.4	—

※ 相談・通報・届出者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報・届出総数429件と一致しない。

※ %は相談・通報総数429件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと市町村が判断した事例

平成 24 年度に相談・通報・届出受理件数 429 件のうち、明らかに虐待ではなく事実確認不要と判断をした場合を除き 331 件 (77.2%) について訪問調査等の事実確認が行われた結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の総数は **199 件** (相談・通報・届出受理件数の 46.4%) でした。

(4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が 60.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 28.6%、「経済的虐待」が 17.1%、「介護・世話の放棄・放任」が 16.1%、「性的虐待」が 4.5%でした。

	身体的虐待	介護・世話の 放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	120	32	57	9	34	252
%	60.3	16.1	28.6	4.5	17.1	—

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 199 件と一致しない。

※ %は虐待判断事例総数 199 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(5) 被虐待障がい者の状況

ア 性別・年齢

性別では、「女性」が全体の 67.8%、年齢階級別では、「40～49 歳」が 33.2%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 23.1%、「20～29 歳」が 17.1%の順でした。

	男性	女性	合計	18・19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	合計
人	64	135	199	8	34	46	66	22	20	3	199
%	32.2	67.8	100	4.0	17.1	23.1	33.2	11.1	10.1	1.5	100

イ 障がい種別

障がい種別では、「知的障がい」が 44.7%と最も多く、次いで「精神障がい」が 43.7%、「身体障がい」21.1%の順でした。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他心身機能	合計
件数	42	89	87	1	7	226
%	21.1	44.7	43.7	0.5	3.5	—

※ 障がい種別に重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 199 件と一致しない。

※ %は虐待判断事例総数 199 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

ウ 障がい程度区分

障がい程度区分は、「なし」が 42.2%と最も多く、次いで「区分 3」が 18.6%、「区分 2」が 11.6%の順でした。程度区分「区分 3 以上」の者は約 4 割を占めていました。

障がい程度区分	人	%
区分1	5	2.5
区分2	23	11.6
区分3	37	18.6
区分4	21	10.6
区分5	13	6.5
区分6	13	6.5
なし	84	42.2
不明	3	1.5
合計	199	100

エ 被虐待者が虐待者と同居・別居している状況

「同居」が76.9%と、約4分の3以上を占めていました。

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	153	43	2	1	199
%	76.9	21.6	1.0	0.5	100

オ 虐待者との関係

被虐待障がい者から見た虐待者の続柄は、「父」が26.1%と最も多く、次いで「母」が20.6%、「夫」が15.6%の順でした。

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	兄弟姉妹	その他	合計
人	57	45	34	5	14	4	1	25	33	218
%	26.1	20.6	15.6	2.3	6.4	1.8	0.5	11.5	15.1	100

(6) 虐待への対応策

ア 分離の有無

「被虐待障がい者の保護と虐待者の分離を行った事例」が58件(29.1%)でした。また、「被虐待障がい者と虐待者を分離していない事例」は116件(58.3%)でした。

	件数	%
被虐待障がい者の保護と虐待者の分離を行った事例	58	29.1
被虐待障がい者と虐待者を分離していない事例	116	58.3
被虐待障がい者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	0	0.0
現在対応について検討・調整中の事例	8	4.0
その他	17	8.5
合計	199	100

※ ショートステイ（短期入所サービス）を活用した事例については、障がい者を緊急かつ一時的に保護する目的でショートステイを利用した場合は「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とし、一般的な利用方法として随時又は定期的にショートステイを利用した事例については「被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした。

イ 分離を行った事例の対応の内訳

「契約による障がい福祉サービスの利用」が21件（35.6%）と最も多く、次いで「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が16件（27.1%）、「医療機関への一時入院」が11件（18.6%）の順でした。

	件数	%
契約による障がい福祉サービスの利用	21	35.6
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	4	6.8
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	16	27.1
医療機関への一時入院	11	18.6
その他	7	11.9
分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例	(11)	(18.6)
合 計	59	100

※ %は分離を行った事例58件及びその他1件の総数59件に対する割合

ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が45件（38.8%）と最も多く、次いで「見守りのみ」が39件（33.6%）、「既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が16件（13.8%）の順でした。

	件数	%
養護者に対する助言・指導	45	38.8
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5	4.3
被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	11	9.5
既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	16	13.8
被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	11	9.5
見守りのみ	39	33.6
その他	14	12.1
合 計	141	—

※ 事例の対応については重複があるため、内訳の合計は116件と一致しない。

※ %は分離を行っていない事例総数116件に対する割合であるため、合計は100%にならない。

3 利用者による障がい者虐待

障害者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案及び市町村に照会し、取りまとめた結果は、次のとおりです。

□集計結果

(1) 相談・通報・届出受理件数

府内で受け付けた利用者による障がい者虐待の相談・通報・届出の受理件数は 16件 でした。